長与町の給与・定員管理等について

1　総括

（1） 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（平成31年1月1日）	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	（参考） 29年度の人件費率
30年度	人 41,925	千円 12,151,278	千円 766,014	千円 1,571,163	% 12.9	% 12.0

（2） 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計　B
30年度	人 187	千円 660,581	千円 115,523	千円 259,629	千円 1,035,733

一人当たり給与費 B/A	（参考） 類似団体平均 一人当たり給与費
千円 5,539	千円 5,792

（注）※職員手当には退職手当を含みません。
※職員数は、平成30年4月1日現在の普通会計に属する人員です。
※給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

（3） ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

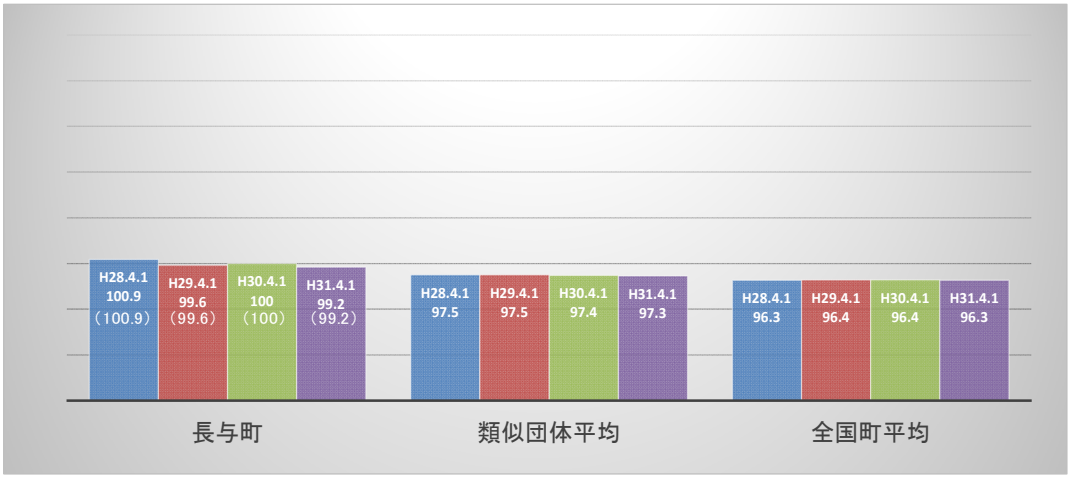

（注）1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
3 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※　平成31年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

（4） 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 (実施) 未実施 〕

実施内容

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。
3級以上の級の高位号俸は50歳代後半層における官民の給与格差を考慮して最大4%程度引下げ。
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

支給無し

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、県に準じた見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
管理職員手当について、国家公務員の例に倣い定額化を実施。（平成28年4月1日実施）
国家公務員に準じて、55歳以上の職員の昇給については、標準の成績では昇給しないよう条例等を改正（平成29年4月1日実施）

２ 職員の平均給料月額、初任給等の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
長与町	38.3歳	292,100　円	351,897　円	319,400　円
長崎県	43.6歳	321,499　円	396,172　円	355,821　円
国	43.4歳	329,433　円	―	411,123　円
類似団体	41.3歳	305,414　円	376,330　円	339,452　円

（注）１「平均給料月額」とは平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国 比較 ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2） 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区　分		長 与 町	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700　円	180,700　円	180,700　円
	高 校 卒	148,600　円	148,600　円	148,600　円

（3） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区　分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年
一般行政職	大 学 卒	279,100　円	329,600　円	371,200　円
	高 校 卒	ー　円	ー　円	－　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

級	標準的な職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7	部長及び部長相当職	11　人	6.8　%	362,900　円	444,900　円
6	課長及び課長相当職	16　人	10.0　%	319,200　円	410,200　円
5	参事、課長補佐、副参事	15　人	9.3　%	288,900　円	393,000　円
4	係長、上級主査	27　人	16.8　%	263,000　円	381,000　円
3	主査、主任	48　人	29.8　%	230,000　円	350,000　円
2	主事	19　人	11.8　%	194,000　円	304,200　円
1	主事	25　人	15.5　%	144,100　円	247,600　円
合　　計		161　人	100.0　%		

（注）1　長与町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

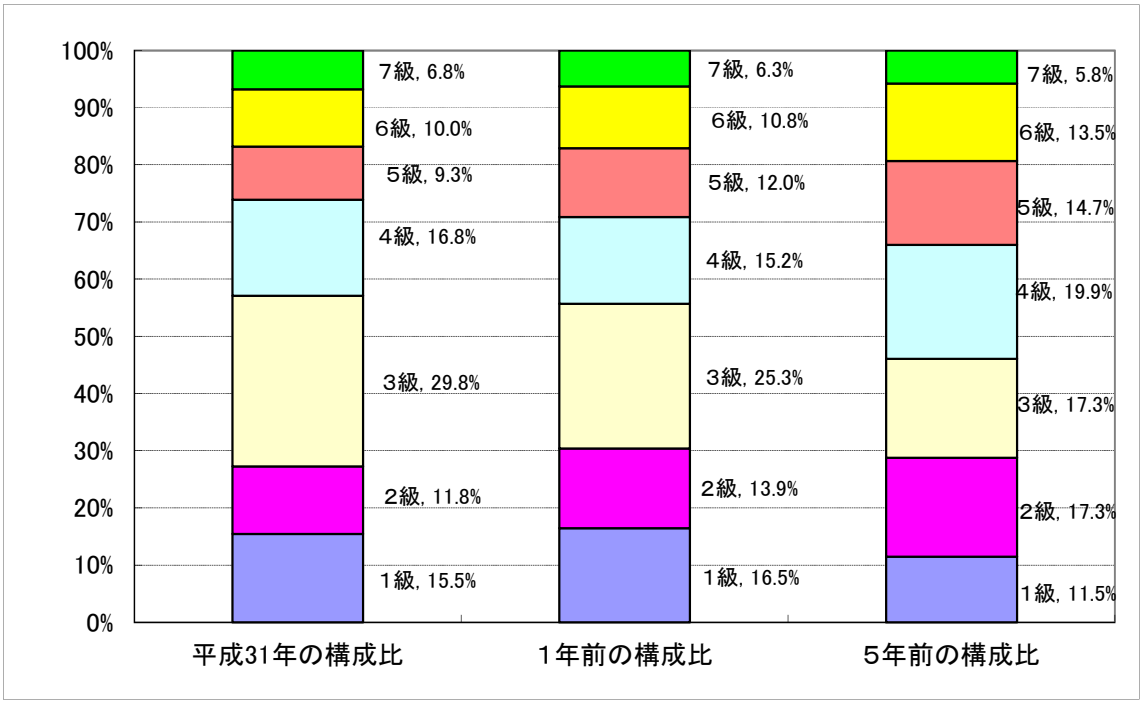

（2）国と給料表カーブ比較表（行政職（1））

※国家公務員が10級制を敷いているのに対し、本町は7級制となります。1級から7級まで全て国家公務員の給料表と同じにしております。

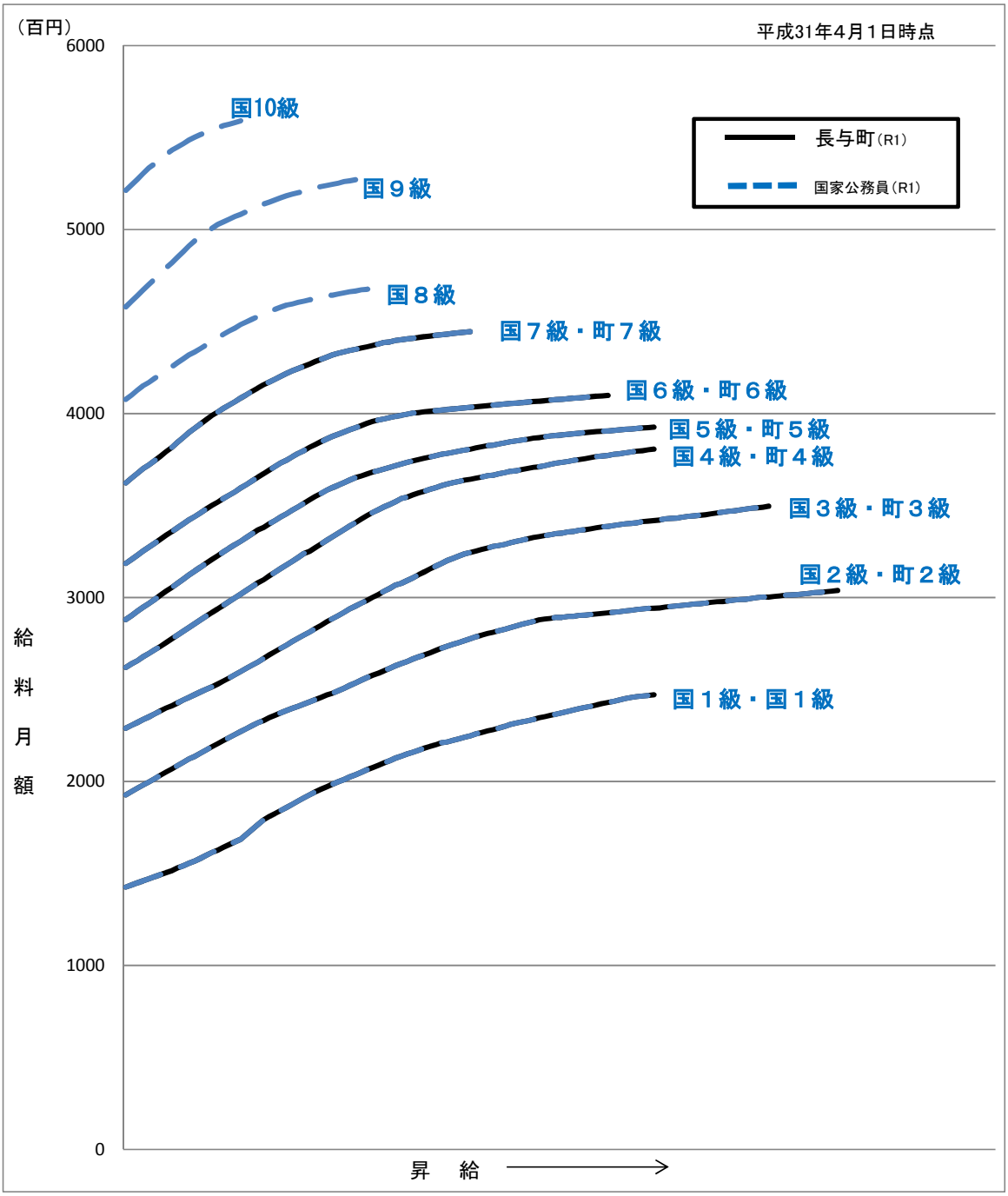

（3） 昇給への人事評価の活用状況（長与町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

（1） 期末手当・勤勉手当

長　与　町	長　崎　県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,343 千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,742 千円	―
（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.90 ）月分	（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.90 ）月分	（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.90 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成31年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

（2） 退職手当（平成31年4月1日現在）

長与町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 役職に応じた調整額の加算あり		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	
1人当たり平均支給額	対象者なし 千円	22,917 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、長与町の全職種で、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

（3） 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給はありません。

（4） 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	300 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（30年度決算）	10,345 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	15.5 %
手当の種類（手当数）	7

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（30年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当職員	町税の徴収、調査、検査、滞納処分等	219 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
感染症防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事する職員	感染症の病原体等に感染の危険のある作業、検疫、救護等	22 千円	作業１日につき1,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	業務担当職員	行旅病人及び行旅死亡人の収容または救護	千円	病人 １日につき2,000円 死亡人 １日につき5,000円
保健福祉指導手当	福祉担当職員	精神障害者等の家庭等を訪問し、指導を行った場合	千円	1日につき 1,000円
危険現場作業手当	業務担当職員	高所、急傾斜地または著しく困難な場所で検査等の作業を行った場合	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	業務担当職員	公共事業の施行に伴う用地の取得や物件移転に関し困難な交渉を伴う場合	49 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害作業手当	業務担当職員	暴風等の荒天時に屋外において作業に従事した場合	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

（5） 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	60,084 千円
職員１人当たり平均支給年額（30年度決算）	341 千円
支給実績（29年度決算）	86,111 千円
職員１人当たり平均支給年額（29年度決算）	468 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

（6） その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容 及び 支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 〇配偶者 6,500 円 〇 子 10,000 円 〇その他 6,500 円 満 16歳の年度初めから満 22歳年度末までの間にある子 1人につき5,000 円加算	同じ		19,522 千円	235,200 円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額 23,000円以下の家賃 家賃月額 － 12,000円 ・月額 23,000円を超える家賃 （家賃月額 － 23,000円）× 1/2 + 11,000円 （最高 27,000円）	同じ		17,540 千円	297,283 円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等（列車、バス等）を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が 55,000円まで全額支給（長期定期価額を一括支給） ・交通用具利用者 距離に応じて 2,000円 ～ 31,600円を支給	同じ		7,375 千円	58,069 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 俸給表別・職務の級別の定額制	同じ		27,943 千円	776,200 円
義務教育等教員特別手当	法律に基づき教員に対し支給される手当で、 級ごとに額が定められている	同じ		346 千円	86,400 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日又は平日深夜において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 休日：管理職手当の支給区分に応じて勤務1回 につき 6,000円 ～ 12,000円 平日深夜：管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき 3,000円 ～ 4,000円	異なる	官職等に応じて 休日：6,000円～18,000円 平日深夜：3,000円～6,000円	181 千円	16,409 円

５ 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等		
			類似団体における最高／最低額	
給料	町長	857,000 円	920,000 円／	517,800 円
	副町長	691,000 円	760,000 円／	384,000 円
報酬	議長	343,000 円	499,000 円／	252,000 円
	副議長	285,000 円	430,000 円／	202,000 円
	議員	258,000 円	400,000 円／	174,000 円
期末手当	町長 副町長	（31年度支給割合）※H31.4.1現在 3.15 月分		
	議長 副議長 議員	（31年度支給割合）※H31.4.1現在 3.15 月分		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	857,000円 × ５ × 在職年数	17,140,000 円	任期毎
	副町長	691,000円 × ３ × 在職年数	8,292,000 円	任期毎
	備考			

（注）1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６ 職員数の状況

（1） 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

区分 / 部門			職員数 平成31年	職員数 平成30年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	55	57	−2	機構の統合及び人員配置の見直し
		税務	20	19	1	人員配置の見直し
		民生	34	31	3	臨時事業に伴う人員の拡充
		衛生	20	21	−1	人員配置の見直し
		農林水産	10	10	0	
		商工	2	2	0	
		土木	19	19	0	
		計	164	163	1	＜ 参考 ＞ 人口１万人当たり職員数 39.12 人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数51.08人）
	教育部門		26	24	2	教育事業の拡充
	小計		190	187	3	＜ 参考 ＞ 人口１万人当たり職員数 45.32 人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数65.1人）
公営企業等会計部門	水道		12	12	0	
	下水道		8	9	−1	人員配置の見直し
	その他		22	22	0	
	小計		42	43	−1	
合計			232 [240]	230 [240]	2 [0]	＜ 参考 ＞ 人口１万人当たり職員数 55.34 人

（注）1 職員数は、一般職に属する職員数である。
2 教育長は教育部門から除いている。
3 〔 〕内は、条例定数の合計である。

（2） 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）

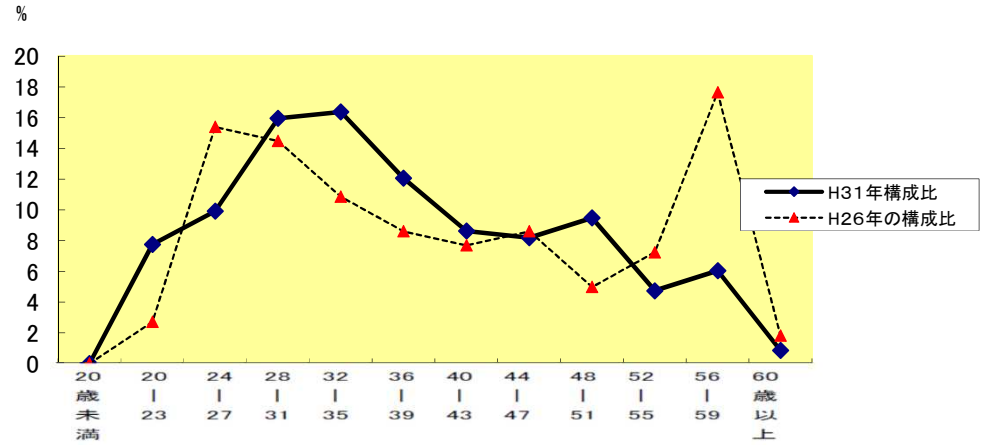

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 18	人 23	人 37	人 38	人 28	人 20	人 19	人 22	人 11	人 14	人 2	人 232

（3） 職員数の推移

区分 / 部門	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	155	159	161	163	164	9 （ 5.8% ）
教　育	24	24	23	24	26	2 （ 8.3% ）
警察	0	0	0	0	0	0 （ 0.0% ）
消防	0	0	0	0	0	0 （ 0.0% ）
普通会計計	179	183	184	187	190	11 （ 6.1% ）
公営企業等会計計	43	45	44	43	42	−1 （ −2.3% ）
総合計	222	228	228	230	232	10 （ 4.5% ）

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

　　2　教育長1名は、H26以前は含み、H27からは除外。

（4）　定員管理診断及び類似団体との比較

〇定員管理診断（普通会計職員数）

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
長与町	179	183	184	187
試算値	255	245	246	242

注）毎年4月1日現在における数値

注）地方公共団体定員管理調査報告値。※教育長1名は、H26以前は含み、H27からは除外。

注）定員管理診断とは、職員数と最も関連が深いと考えられる人口、面積、事業所数などの行政需要の指数との相関関係を
　多重回帰分析の手法により分析し、これを基礎として各地方公共団体の参考となる職員数を算出するものです。

〇部門別定員管理診断（普通会計職員数）

	議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	一般行政計	教育	消防	普通会計計
長与町	4	57	19	31	21	0	10	2	19	163	24	0	187
試算値	4	67	20	64	22	0	10	3	25	215	27	0	242

注）平成30年4月1日現在における数値。

注）地方公共団体定員管理調査報告値。※教育長1名は、H26以前は含み、H27からは除外。

〇住民1万人あたり普通会計職員数（H31.4.1）

全国≪類似団体99団体≫　（単位：人）

順位	市町名	住基人口	職員数	人口1万人当たり職員数
1	福岡県志免町	46,055	188	40.82
2	山梨県昭和町	20,227	86	42.52
3	兵庫県播磨町	34,622	150	43.33
4	福岡県新宮町	32,930	143	43.43
5	福岡県粕屋町	47,658	208	43.64
6	福岡県篠栗町	31,424	141	44.87
7	長崎県長与町	41,925	190	45.32
8	愛知県大治町	32,636	150	45.96
9	福岡県須恵町	28,554	132	46.22
10	群馬県吉岡町	21,447	100	46.63
11	福岡県宇美町	37,303	175	46.91
12	長崎県時津町	30,019	144	47.97
13	岐阜県笠松町	22,273	107	48.04
14	沖縄県南風原町	39,348	192	48.80
15	福岡県岡垣町	31,812	157	49.35
16	岐阜県岐南町	25,685	127	49.45
17	兵庫県太子町	34,280	170	49.59
18	熊本県菊陽町	41,976	213	50.74
19	徳島県藍住町	35,233	180	51.09
20	福岡県筑前町	29,691	153	51.53

県内≪21市町≫　（単位：人）

順位	市町名	住基人口	職員数	人口1万人当たり職員数
1	長与町	41,925	190	45.32
2	時津町	30,019	144	47.97
3	諫早市	137,383	751	54.66
4	大村市	96,329	547	56.78
5	波佐見町	14,818	89	60.06
6	佐々町	13,962	84	60.16
7	川棚町	14,085	88	62.48
8	長崎市	421,799	2,778	65.86
9	島原市	45,384	320	70.51
10	雲仙市	44,041	339	76.97
11	佐世保市	252,370	2,099	83.17
12	東彼杵町	7,983	71	88.94
13	南島原市	46,133	418	90.61
14	西海市	27,982	302	107.93
15	平戸市	31,530	385	122.11
16	五島市	37,092	503	135.61
17	松浦市	22,966	319	138.90
18	壱岐市	26,827	383	142.77
19	対馬市	31,005	507	163.52
20	新上五島町	19,305	320	165.76
21	小値賀町	2,453	60	244.60

注）類似団体とは、人口規模及び産業構造が類似した地方公共団体。

7 公営企業職員の状況

（1） 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）29年度の総費用に占める職員給与費比率
30年度	千円 670,986	千円 71,380	千円 53,072	% 7.9	% 11.3

（注） 資本勘定支弁職員に係る職員給与費11，637千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	人 12	千円 43,011	千円 5,280	千円 16,418	千円 64,709	千円 5,392

（注）1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成31年3月31日現在の人員です。
3 資本勘定支弁職員（2名）に係る職員給与費を含む。

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業	38.0歳	290,967 円	323,840 円
長与町（一般職）	38.3歳	292,100 円	351,897 円
水道事業（全国平均）	―	―	―

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	長与町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（30年度） 1,368 千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,343 千円
（30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.90 ）月分	（30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.90 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

普通会計と同じです。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給はありません。

エ　企業手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	50　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（30年度決算）	4,950　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	83.0　%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（30年度決算）	左記職員に対する支給単価
水道事業施設復旧作業手当	全職員	時間外に緊急に呼び出し等により上下水道施設の復旧作業に従事したとき	29　千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	全職員	職員が公共事業の施行に伴う用地取得又は物件移転等に関し現地において困難な交渉を伴う買収又は補償の業務に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
料金徴収手当	全職員	料金の徴収及び給水停止業務に従事したとき	21　千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
危険現場作業手当	全職員	職員が高所、急傾斜地又は著しく困難な場所で検査等の業務に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害現場業務手当	全職員	職員が暴風等の荒天時に屋外において作業に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

オ　時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	2,063　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（30年度決算）	172　千円
支給実績（29年度決算）	2,881　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（29年度決算）	222　千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容 及び 支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 〇配偶者 6,500 円 〇 子 10,000 円 〇その他 6,500 円 満 16歳の年度初めから満 22歳年度末までの間にある子 1人につき5,000 円加算	同じ		495千円	123,750円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額23,000円以下の家賃 家賃月額－12,000円 ・月額23,000円を超える家賃 （家賃月額-23,000円）×1/2+11,000円 （最高27,000円）	同じ		948千円	316,000円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等（列車、バス等）を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給（長期定期価額を一括支給） ・交通用具利用者 距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ		543千円	67,865円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職等に応じて給料月額の10%～15%	同じ		1,676千円	838,200円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日又は平日深夜において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 休日：管理職手当の支給区分に応じて勤務1回 につき 6,000円 ～ 12,000円 平日深夜：管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき 3,000円 ～ 4,000円	異なる	官職等に応じて 休日：6,000円～18,000円 平日深夜：3,000円～6,000円	千円	円

（2） 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 29年度の総費用に 占める職員給与費比率
30年度	千円 872,369	千円 106,664	千円 39,169	% 4.5	% 3.9

（注）資本勘定支弁職員（2名）に係る職員給与費 9，944千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
30年度	人 9	千円 33,358	千円 2,782	千円 12,973	千円 49,113	千円 5,457

（注）1　職員手当には退職手当を含みません。

2　職員数は平成31年3月31日現在の人員です。

3　資本勘定支弁職員（2名）に係る職員給与費を含む。

イ　特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	40.6歳	311,800 円	345,563 円
長与町（一般職）	38.3歳	292,100 円	351,897 円
下水道事業（全国平均）	―	―	―

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下 水 道 事 業	長 与 町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（30年度） 1,441 千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,343 千円
（30年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.90 ）月分	（30年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.90 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

普通会計と同じです。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給はありません。

エ 企業手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	11 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（30年度決算）	3,667 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	33.3 %
手当の種類（手当数）	5

手当の種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（29年度決算）	左記職員に対する支給単価
水道事業施設復旧作業手当	処理場係、建設係	時間外に緊急に呼び出し等により上下水道施設の復旧作業に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	建設係、業務係	職員が公共事業の施行に伴う用地取得又は物件移転等に関し、現地において困難な交渉を伴う買収又は補償の業務に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
料金徴収手当	業務係	使用料の徴収及び給水停止業務に従事したとき	11 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
危険現場作業手当	処理場係、建設係	職員が高所、急傾斜地又は著しく困難な場所で検査等の業務に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害現場業務手当	処理場係、建設係 業務係	職員が暴風等の荒天時に屋外において作業に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	108 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（30年度決算）	15 千円
支給実績（29年度決算）	187 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（29年度決算）	31 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容 及び 支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 〇配偶者 6,500 円 〇 子 10,000 円 〇その他 6,500 円 満 16歳の年度初めから満 22歳年度末までの間にある子 1人につき5,000 円加算	同じ		678 千円	226,000 円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額23,000円以下の家賃 家賃月額－12,000円 ・月額23,000円を超える家賃 （家賃月額-23,000円）×1/2+11,000円 （最高27,000円）	同じ		1,063 千円	265,800 円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等（列車、バス等）を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給（長期定期価額を一括支給） ・交通用具利用者 距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ		257 千円	32,175 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職等に応じて10%～15%	同じ		1,343 千円	671,400 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日又は平日深夜において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 休日：管理職手当の支給区分に応じて勤務1回 につき 6,000円 ～ 12,000円 平日深夜：管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき 3,000円 ～ 4,000円	異なる	官職等に応じて 休日：6,000円～18,000円 平日深夜：3,000円～6,000円	千円	円